**日の里2丁目こども会規約**

＜名　称＞

**第1条**　　この会は日の里２丁目子ども会（以下「本会」）と称し、事務局を会長宅に置く。

＜目　的＞

**第2条**　本会は、町内に居住する子どもたちが集団活動を通して協調性や社会性を身につけ、地域社会の一員としての自覚をもって成長していくことを目指す。

＜会　員＞

**第3条**　本会の会員資格は町内会に加入している家庭の子どもまたは成人とする。

尚、子どもは年中クラス〈４才〉から中学３年生〈１５〉までとする。

＜役　員＞

**第４条**　本会は次の役員を置くものとし、すべての役員は成人の会員とする。

（１）会　　長　　１名

（２）副　会　長　１名　（書記を兼務することも可）

（３）書　　記　　１名

（４）会　　計　　１名

＜役員の任務＞

**第５条**　役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、会務を総括し、本会を代表する。また、月１回の町内会議に出席する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在または会長に事故あるときには会務を代行

　　する。

1. 書記は、本会の会議議事録、および本会の活動記録を管理する。
2. 会計は、本会の経理を担当し、帳簿を管理する。

＜役員の選出＞

**第６条**　役員は、次の方法で選出する。

1. 役員は成人の会員の中から互選によって選出する。
2. 選出方法は自薦他薦を問わず、成人の会員の過半数の承認を得なければなら

ない。

＜役員の任期＞

**第７条**　役員の任期は４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、再任・再選は妨

げない。

＜総　会＞

**第８条**　総会は、原則として４月に会長が招集する。なお、役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

1. 総会の議長は、副会長が行う。
2. 総会は、成人の会員の３分の２以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
3. 議事は出席した成人の会員の過半数の賛成によって可決し、可否同数の場合は

議長が決定する。

1. 総会には子どもの会員もオブザーバーとして参加することができる。

＜活動費＞

**第９条**　本会の経費は、会員の年会費、活動参加時の参加費、町内会からの助成金、その他寄付金等で賄う。

＜会計年度＞

**第10条**　本会の会計年度は４月１日にはじまり、翌年３月３１日に終わる。

＜会　費＞

**第11条**本会の年会費は子どもの会員、保護者以外の成人の会員それぞれ1名につき　　　　１，２００円とし、一括納入する。

1. 年度途中の入会者については、翌月から３月分まで一括納入する。（月割で計算）
2. 年度途中の退会者については、翌月から３月分まで一括返金する。（月割で計算）

＜付　則＞

　　　　本会規約は、令和６年４月21日から施行する。